

(様式第4)

令和 年 月 日

## 誓 約 書

安城土地改良区理事長 様

転用組合員 住所  
氏名 印

土地所有者 住所  
氏名 印

転用関係者 住所  
氏名 印

農地法第 条第 項第 号の規定による許可の申請にあたり安城土地改良区地区除外等処理規程に定める事項につき、次のとおり遵守することを誓約します。

記

- 安城土地改良区（以下「甲」という。）の管理する農業施設を転用関係者（以下「乙」という。）が損傷した場合は、直ちに乙において原状に復する。
- 乙は、転用した土地から生ずる廃液を直接農業用水等に排水又は投入しない。
- 乙は、甲が管理する農業施設の一部若しくは全部を使用し、又は占用しようとする場合は、甲の承認を受けなければならない。  
この場合は、乙は、必要な維持管理に要する経費の一部を負担する。

- 乙は、現に、施行中の土地改良事業及び計画中の土地改良事業に対し、支障を与えないよう協力し、施行上の協議につき誠意をもって応ずる。
- 農地転用に伴い、土地改良事業に係る補助金（国又は県が負担した額を含む。）の返還を、国又は県から求められた場合には、転用組合員は、乙が転用した土地に対して負担する額を甲が定める納付方法により納付する。
- 土地改良法第42条第2項の規定による必要な決済金は、転用組合員が納付する。
- 乙は、土地改良事業（ほ場整備事業）施行中の農地の転用に係る関係登記のうち、地目変更登記を本換地以前にする場合は、甲と協議する。
- 転用現地が換地計画決定の法手続きにより移動した場合は、乙は、これを異議なく承諾し、乙の責任において原状に復する。
- 特定事項
- 以上各事項に記載した以外の事項につき甲から申出があった場合は、乙、転用組合員及び土地所有者は誠意をもって協議に応ずるものとする。

転用を了承しました。

地区  
工区長 印